

議案第46号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成22年三田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号の2に次のただし書を加える。

ただし、高校生等を監護する者がいない場合にあっては、当該高校生等本人をいう。

第4条第1項第3号中「及び子ども」を「、子ども及び高校生等」に、「又は子ども保護者」を「、子ども保護者又は高校生等保護者」に改める。

第6条中「及び子ども」を「、子ども及び高校生等」に、「及び子ども保護者」を「、子ども保護者及び高校生等保護者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。